

平成23年9月

# 太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成23年9月8日（木）

福岡県太宰府市議会



## 1 議事日程

〔平成23年第3回（9月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成23年9月8日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第52号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第49号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第50号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小柳道枝	議員	副委員長	佐伯修	議員
委員	大田勝義	議員	委員	小畠真由美	議員
〃	上疆	議員	〃	神武綾	議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	井上和雄
市民課長	原野敏彦	環境課長	濱本泰裕
福祉課長	宮原仁	高齢者支援課長	平田良富
保健センター所長	中島俊二	国保年金課長	坂口進
子育て支援課長	小嶋禎二	人権政策課人権・ 同和政策係長	前田米子

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	田中利雄	議事課長	櫻井三郎
書記	茂田和紀		

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配布しているとおりです。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第52号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正  
する条例について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第1、議案第52号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

条例改正新旧対照表の2ページ、3ページをお願いいたします。

本市の重度障害者医療費の支給につきましては、対象者を条例の第3条第1項第1号の規定により、太宰府市の区域内に住所を有する者であることとしておりますけれども、障害者自立支援法、児童福祉法などの上位法の規定を引用し、第13条で障がい者施設等に入所した場合の特例を設けております。

国において障害者制度改革会議を開催し制度改正の議論がされ、平成18年4月に施行されました障害者自立支援法の一部改正がされております。施行日が異なりますことから、第1条関係と第2条関係に分けております。

上の欄になります第1条関係は、項の追加に伴い第5項から第22条までを1項ずつ繰り下げるものでございまして、その下の第2条関係は、項の追加による繰り下げと、児童福祉法に規定する知的障害児通園施設などを障がい児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、当該施設支援を障害児入所施設に再編する改正がされていますので、それに伴い条文を改正するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時03分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第49号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第2、議案第49号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の「歳出」から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

なお、歳出の説明に当たっては、関連する歳入など同時に説明したほうがわかりやすい事項がある場合については、あわせてご説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書16、17ページをお開きください。

2款4項1目戸籍住民基本台帳費について、説明を求めます。

市民課長。

○市民課長(原野敏彦) 戸籍住民基本台帳費の、細目991住民基本台帳関係費、7節の賃金、事務補助員の72万円の増額について説明いたします。

市民課職員が、妻の転勤によりまして1歳10カ月の二女を育児する必要から、本年の4月1日から育児休暇を取得しております。予定外のことでしたので当初予算には計上しておりませんでしたので、4月から9月までの半年分については総務課の予算で代替えとして臨時職員を雇用しております。10月から来年3月までの半年分、日額6,000円の120日分を原課であります市民課で予算計上するため、補正させていただくものであります。

以上でございます。

○委員長(小柳道枝委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員(上 疆委員) 関連で申し訳ないんですが、育児休業は別にしまして、今市民課に臨時職員

さんは何名おられるんですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 市民課長。

○市民課長（原野敏彦） 今、臨時職員の方は1名でございます。臨時職員で当初から予算を組んでいるのは、繁忙期3月初旬から5月の連休明けについてのみ、毎年当初予算で臨時職員の方の予算を計上しておりますけれども、今回、先ほど申しましたように想定外ということで当初予算には上げておりませんでしたので、10月からの分を補正によって計上しております。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（上疆委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に3款1項2目老人福祉費について、説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） それでは3款1項2目老人福祉費、細目021在宅老人対策費15万円について、ご説明させていただきます。

これは、高齢者等に配慮した住宅に改造するための費用を助成しております、太宰府市住みよか事業の平成22年度生産返還金を計上しております。平成22年度は利用件数が少なかった、実際1件だったんですけれども、そのために福岡県のほうに補助金を返還するものでございます。県補助が2分の1というふうになっております。

続きまして、細目025高齢化社会対策費500万円について説明させていただきます。地域支え合い体制づくり事業というのがございまして、県が厚生労働省からの交付金をもとに100%補助で実施するもので、自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働により見守り活動等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的の事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくり立ち上げに対するモデル的な助成を行うものでございまして、平成23年度のみ単年度補助事業でございます。

ここで計上しております補助金につきましては、今、市内のある事業所がデイサービス事業を展開する中で、地域交流カフェ、高齢者の生きがいカルチャークラブ及び地域支え合い料理教室を併設するという計画がございまして、県へ補助申請を行っております。そのため、この補助金の予算を計上しているものでございます。

太宰府市では、ここで計上しております500万円と、19ページになりますけれども、3款1項4目の障がい者自立支援費、細目030介護・訓練等給付関係費の中の要援護者支援システム委託料496万3,000円が今回の補助事業の対象となっております。歳入の10ページ、11ページをもらいいただけますでしょうか、その中の15款2項1目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金に高齢者等地域支え合い体制づくり事業費補助金として996万3,000円を計上しております。

次に、17ページに戻りまして、細目026特別会計関係費についてでございますが、今回介護保険事業特別会計で紙おむつ給付費の不足分を補正させていただいております、それに対する一

般会計からの繰入金、2割なんですけれども、それを計上しております。

以上、よろしくご審議願います。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 17ページと19ページで説明されて、補助金のほうは合計で確かにそうなっていますが、関連というのはどういう意味ですかね。高齢者の地域支え合い体制づくり事業費補助金と要援護者支援システム委託料との関連というのはどういうことですか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 今ご説明しました19ページに出てきます要援護者支援システム委託料、これも地域支え合い体制づくり事業の対象事業となっております。その事業目の中に地域における要援護高齢者、障がい者、その家族に関する基礎的事項等の台帳、要援護者マップと申しますか、それも支え合いづくり事業の一つの事業だということで、補助限度額が500万円ということで対象になっておりますので、これも関連として上げております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 地域支え合い体制づくり事業というのは、これは新規、1年間だけという説明ですが、これは申請と申しますか、事前に要望を県に出されていたんですか。何件ほど県のほうに申請されていたわけですか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 太宰府市としましては、今回補正に上げている2件を対象事業として上げております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 2件というのはどういう組織ですか、何と何が申請されて・・・これはもう決定ですか。500万円予算も予算に上げているということは決定だと思いますけれども、そのへんのところをお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 今2件と申し上げましたが、こちらの最初に申し上げました老人福祉費の中にあります分が1件、これが先ほど言いました市内にデイサービス事業を立ち上げたいということで、ある事業所が建てる。それに付属して、地域交流カフェとか、いろんな、地域の人を巻き込んだ施設をつくらうかという案がございます。これはまだ審査中で決定はしておりません。ただ、この時点で補正を上げさせていただき、決定しだい補助金を出すということで、満額補助決定にならなければ予算では500万円ですべて上げておりますけれども、補助決定した分だけを支出させていただくということになります。

それともう1件は、障がい者自立支援費のほうに出てきておりますシステム、要援護者台帳の

システム作成ということで、これは市が行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） はい、わかりました。

2件だけの地域支え合い体制づくり事業というのが申請で出てきたわけですが、これは事前に何かPRといたしますか、こういうのがありますよというのは・・・急にこれが出てきて私も初めて聞いたんですけど、今年になって、去年、何年か前、事前にやっぱり広く市民にといたしますか、太宰府市の方々にPRといたしますか、されたんですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 実際に今度補正で上げました分は、地域支え合い体制づくり事業の2次募集でございまして、1次募集は今年の初めに実施されたそうでございます。その際に事業所等には情報が流れていたといたしますかね、大体新しいNPOの立ち上げとか、事業所が新しい事業を実施するというのが対象になりますので、その関係者のほうに、全体的なPRはしていないと思いますけれども、関係の団体のほうには情報は流れていたと思います。

（健康福祉部長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 今説明しております福岡県地域支え合い体制づくり事業につきましては、平成21年、22年、23年度事業になっております。今回、高齢者支援課長が申しましたように2件の申請を提出しております。

1点目の要援護者支援システムにつきましては、市のほうが太宰府市災害時要援護者避難支援計画を策定いたしましたので、これに基づきましてこれから個別計画をつくっていくシステムづくりでございます。一応、県のほうが募集されておりましたけど、市のほうがそれに応募しておりませんでしたけど、2次募集が実施されまして、ちょうどタイミングが合いましたので、2次募集で補正させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） はい、わかりました。

この県の補助事業、今年度限りで終わりといいますか、次年度からはまったくない、代わるものは受けられない、そういう県の補助なんですかね。もう一度確認ですけど。

○委員長（小柳道枝委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） この地域支え合い体制づくり事業につきましては、平成23年度までの事業となっております。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 今の事業が平成23年度単年度事業とおっしゃいましたけれども、そのあと

はもう事業者のほうで運営費を出していくということになるのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） そのとおりでございます。

施設整備とかの費用、備品とか、そういうものについて交付されるんですよね。そういうことで、あとの運営費は事業者のほうでということになります。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（神武 綾委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 次の特別会計関係費で繰出金、介護保険事業特別会計繰出金ということで、これは説明によると紙おむつに対して支出されるということですが、10万円の紙おむつというのは相当なおむつじゃないかなと思うんですが、もう少しそのへんの詳しいところをご説明願います。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 10万円というのは1件ということじゃなく、紙おむつ給付事業の中の不足分で、また特別会計補正予算のほうで詳しくご説明させていただきますけれども、紙おむつ給付、在宅の要援護の高齢者の方に対して紙おむつを給付するもので、所得によって月に6,000円とか、月に3,000円の支給限度額で交付しているものでございまして、全体で10万円ということでございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） ということは、高齢者の方の紙おむつということですよ。これは病院ですか、それとも家庭での紙おむつの使用になるんですか。

それから人数、調子が悪いといいますか、具合が悪い方々に事前に申請してもらって支給されるわけですか。そのへんのところはいかがですか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） それでは、太宰府市の紙おむつ給付サービス事業の内容について、少し説明させていただきます。

まず対象は在宅の要援護高齢者ということでございます。在宅というのを具体的にいいますと、三施設といわれます特別養護老人ホームなどを除いたところを在宅といいますので、そういうところの方が対象になります。もちろん65歳以上で要援護者、要支援者ということになりますので、介護認定を受けてある方ということが条件でございます。それから、所得要件もございません。給付対象者本人に住民税が課税されている場合は、対象になりません。

それと、先ほど申しましたが、給付限度額はその所得に応じて月に3,000円が限度とか、6,000円が限度という形になっております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（佐伯 修委員「はい、わかりました。ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） すみません、関連して。利用者数は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 平成22年度末で280人ということになっております。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） 地域支え合い体制づくり事業の内容で、地域交流カフェということで、これはすごくいいことだなというふうに私は思っているんですが、今までにないような特徴というか、事業の売りをちょっと教えていただきたいんですけども。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 売りといいますと・・・これはいろんなことができるんですけども、地域支え合いという大きな範囲の中に入れば。今申し込みをしている事業者は、地域交流カフェの創設というのは地域の高齢者や地域住民が自由に参加できるカフェということで、昼食やお茶、お菓子を食べながら会話を楽しんだり、音楽を楽しんだりというような計画を立てておられます。一部、利用者に負担をお願いしようかなという考えを持っておられます。

それからカルチャークラブというところで、これも計画なんですけれども英会話とか美容アロマとか、カラオケ、音楽療法、いろんなものを考えて、週に一回程度実施していこうかなというような計画を立てておられます。

それと料理教室、これも管理栄養士の方が地域の高齢者同士や介護をする家族同士の交流を図るためにということでやっていこうかという計画を立てておられます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） 大枠でいいんですが、場所はどのへんになる予定で申請を提出されているんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） この事業者、それから場所等は今の段階ではちょっと申し上げにくいんですけども、言える範囲とすれば太宰府小学校区で考えておられます。

その程度でちょっとご勘弁ください。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） それから平成23年度で終わって、これは事業者任せになるということですが、地域の方も含めていろんな年齢層の方がここに集まるようなカフェというイメージをしているんですけども、例えば65歳以上はいくら、一般の方はいくらという金額設定をこれから考えられていくことになるんでしょうが、ここに市の助成は検討の余地があるんですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 現段階では補助とかいうのは、内容がまだはっきり決まっておられませんし、考えておりません。

あくまで今回の補助が出る事業については、当初導入するに当たりましての設備費といいますか、それに対する補助ということですので、運営は各事業者が行っていくといふうになっておりますので、内容的に補助のどうのこうののところまで検討は全然しておりません。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） 500万円ということですが、これは例えばいろんな、デイサービスとか地域交流カフェとか、こういったイメージで市もお願いしたいということでお金を補助するのか、それとも丸投げというか、ひも付きではなくて500万円でイメージどおりのことで・・・その内容を教えてもらいたいんですが。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） この事業につきましては、各事業者が何をやりたいかということで、まずもって市がこういうことをしてくださいという細かな指定をしております。市が間に入って、県に対して補助申請をしているということでございまして、それと今500万円という予算を上げさせていただいておりますけれども、この内容は県と調整中なんですけれども、備品購入費とかで申請されているんですね。そういうところでこの備品は必要なのか、というところで内部で審査がなされておりますので、500万円をぼんと渡すのではなく県が認めたものについて補助金が交付されるということになりますので、交付されましたらそれを購入するようになりますから、例えば500万円の申請のうち300万円が交付されて、300万円を自由に使えるかと言えそうではないというふうに解釈しております。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（小島真由美委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 私から一ついいですか。

今県のほうから500万円が交付されて、それに2件の応募があったと。平成21年、22年、23年の事業、3年間継続してあったんですか。

それともう一点が、平成21年、22年の事業所の設備投資の金額はわかりますか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 今申し上げましたこの事業、3年間という期間、部長のほうから説明いたしましたけれども、平成21年、22年はですね、こういう事業は対象になっていなかったんですね。施設整備というところで対象になっておりまして、施設というのが老人ホームとか、そういう施設の整備、こういう地域、NPOの立ち上げとか事業所がこういう細かい事業を実施するというのが平成23年度単年度事業というふうになっております。

だから、平成21年、22年は該当がありませんので、そこはゼロということでございます。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 次に3款1項3目障がい者対策費から、次のページの4目障がい者自立支援費までについて、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(宮原 仁) それでは障がい者対策費について、ご説明を申し上げます。

まず細目031の障がい者福祉都市推進費116万1,000円について、ご説明を申し上げます。4節共済費として臨時職員の各保険料12万円、それから7節賃金として事務補助員72万円、14節使用料及び賃借料として障がい者プラン策定システム等賃借料32万1,000円の補正をお願いするものでございます。

この事業につきましては、平成19年3月に策定いたしております第二期障害者プラン及び障害者福祉計画が5年を迎えますことから、今年度見直しを行うものでございまして、第三期障がい者プラン及び障がい者福祉計画書を策定するために緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用しまして、臨時職員1名の補正をお願い申し上げます。臨時職員の業務内容につきましては、このプラン策定に当たりましてのアンケートを実施するようにいたしております。そのアンケートの回収、それから分析、内部協議にかかる必要データの収集、それから分析、資料作成など、策定委員会にかかります資料作成など、データの入力をお願いしまして、1名の補正をお願いしているような状況でございます。

次に細目032療育事業推進費84万円について、ご説明申し上げます。4節共済費として臨時職員の各保険料、先ほどと同じでございますが12万円、それから7節賃金として事務補助員72万円、計84万円の補正をお願いするものです。

今年の6月議会で新規事業ということでお願いをしておりました療育事業の体制づくりの一つとして臨時職員をお願いするものでございます。この臨時職員の業務といたしましては、受付業務、それから電算入力作業など、事務補助を行っていただくことにいたしておるところでございます。

ただ今、二事業を説明いたしましたけれども、この歳入につきましては11ページをお開きいただきたいと思っております。11ページの15款県支出金の下から二つ目のマスでございます。1節労働費補助金の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金555万9,000円のうち200万1,000円が二事業の補助対象という形になります。

それから次に移らせていただきます。4目障がい者自立支援費でございます。細目030介護・訓練給付関係費、13節電算委託料の84万円について、まずご説明申し上げます。障害者自立支援法の改正が行われ、平成23年10月、それから平成24年4月に施行されることとなります事業の分がございまして、その既存の障がい者福祉システムを改修する必要が生じたので、今回補正をお願い申し上げます。まず平成23年10月施行の分については、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスが創設されるということと、グループホームのケアホーム利用の際の助成が創設されました。それから平成24年4月からでございますけれども、利用者負担の見

直しということで、利用者負担が原則応能負担に変わったということでございます。それから障がい福祉サービスと補装具の利用者負担を合算して負担を軽減していくという部分、それから相談支援の充実、それと障がい者支援の強化ということで、このように追加、平成23年10月からと平成24年4月から変わりますので、その障がい者福祉システムの改修を行うものでございます。

次に要援護者支援システム委託料496万3,000円についてご説明申し上げます。今高齢者支援課長が説明申し上げましたとおり、この要援護者支援システムにつきましては、県の高齢者等地域支え合い体制づくり事業の補助を受けまして事業を行うものでございます。内容につきましては、要援護者の情報をデータベース化し、関係する課、それから民生委員さん、児童委員さん、それから自治会長、消防団等で情報を共有化することによって、災害時や緊急時におけます支援、それから避難等に活用、それから日常の見守り活動をするための要援護者台帳のシステムをこれで整備をしていきたいというふうに考えております。

歳入につきましては、11ページをお開きください。先ほど高齢者支援課長のほうが申し上げましたように、1節社会福祉費補助金の高齢者等地域支え合い体制づくり事業費補助金996万3,000円のうち496万3,000円がこの事業の補助となります。

この要援護者の情報データベース化に当たりましては、住民基本台帳情報、それから介護情報、障がい者の福祉情報など、連携できる仕組みをつくりたいというふうに考えております。整備後におきましては情報の更新等をそれぞれ行うわけでございますが、継続的な見守り、また新たな見守りが必要な方が能動的に把握できるように、このシステムを導入してやっていきたいというふうに考えております。

先ほど部長も申し上げましたように、要援護者の支援の全体計画につきましては、8月5日にできあがっておりますので、それから個人情報ということで個別要援護者というふうに入ってきます。それにうまく利用していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） ただ今説明していただきましたけど、18、19ページの3款1項4目障がい者自立支援費の中の要援護者支援システム委託料496万3,000円ですけれども、このシステムをつくってですよ、これが問題なのは個人情報なんですよ。個人、それぞれ知られたくないという方もおられるでしょうし、そのへんの・・・こういうシステムをつくって、考え方はどのように思われますか。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 今のご質問でございますけれども、まずこのシステムをつくりまして要援護者全員を把握したいと思っております。それから個別の要援護者ということで、これはやはり個人情報の関係がございますので、それぞれ広報なり個人なりに、要するに手挙げ方式といいま

すか、どこまでの情報を、どこまで流していいのかという同意が必要になってこようかと思いません。そういったものを、そのシステムの中で打ち込んで、この方はOKですよ、この方はだめですと。ただし、管理については全部市のほうで行う形になると思いますので、そういう状況でシステムを整備していきたいというふうに考えております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） そういう対応でよろしいかと思えますけれども、要するに、今いろんな災害が起きていますよね、自然災害とかね。そういう時に、この方々が本当に必要なのが、援護をしてもらいたいのだけれども個人情報・・・わかっていれば助けられるけれども、わからないといえますか、情報を公開してもらっては困るという方は助けにくいといえますか、情報がないからね、そういう災害が起こった場合ね。

私が言いたいのは、公表してもらいたくない方々をいかに救出するか、皆情報がわかればすぐに助けに行けるけれども。そういう場合、こういう方々にどのような方法で対処するのか、本当に緊急の場合ですよね。行政としてそのへんの考え方はどのように持っておられますか。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 今の質問でございますけれども、要するに手を挙げられなかった方の救出という形になるわけですかね。情報としては市のほうで一応管理するわけでございますので、もし災害等が発生すればその方の情報について、市のほうで関係する課がございますので、そちらのほうと、あと行政として手を挙げていない方の救出をしないというわけにはいきませんので、その方法としてはやはり災害が起きれば緊急時という形になりますので、そこは行政からその情報を自治会や消防団など、救出活動をする方にはやはり情報提供は必要ではないかなというふうには思っています。

そのところをですね、関係課や協働のまち推進課も含めて、今後どういうふうにしていくかという部分を、具体的な検討を、協議をもっていきたいと考えております。

（佐伯修委員「よろしく願いしておきます。以上です」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 前に戻って、17ページですが、障がい者福祉都市推進費の中の、平成19年につくった第二期障害者プランを見直すということですが、この障がい者プラン策定システム等賃借料というのは、どこから賃借するんですか、何を賃借するんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） この賃借料はパソコンの賃借という形で計上させていただいております。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） パソコンを借りる・・・策定システム等となっていますが。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長、よろしいですか。

(上疆委員「ソフトを借りるならわかるけどパソコンを借りるって、市はパソコンを持っているでしょう」と呼ぶ)

○福祉課長(宮原 仁) これ用のパソコンというのはございませんで、臨時職員を雇用しますよね、そうしましたらデータの入力関係もありますので、福祉サービス台帳というのがあります、それも含めて入力、要するに先ほど説明しましたアンケートの回収や分析、そういったデータの収集をしたものを入力していくというふうな形になりますので、その整理などを臨時職員の方にお願いですと。

システムといいますか、システムの中を扱うのではなくて、パソコンを借りてそれに入力していくということでございます。表現がシステムになっていますけれども・・・(上疆委員「ソフトみたいな感じがする」と呼ぶ)・・・賃借料はパソコンのリース料ということで上げさせていただいているところでございます。(上疆委員「リース料になっているわけ」と呼ぶ)はい。

○委員長(小柳道枝委員) よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 次に進みます。

3款1項6目重度障がい者医療対策費についての説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(坂口 進) 3款1項6目重度障がい者医療対策費、23節償還金、利子及び割引料、重度障がい者医療費県補助金精算返還金の補正でございますが、重度障がい者医療の助成は福岡県公費医療費支給制度に基づき、県の補助を受け市町村で実施しております。今回の補正は、平成22年度に交付を受けた補助金の額が確定したことにより、精算返還金の現予算の不足額327万4,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長(小柳道枝委員) 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

上委員。

○委員(上 疆委員) これは、私は新しく議員になったんでわからないところで、決算のところでも質問する予定にしておりましたが、ここに出てきましたので改めてお聞きしますが、再度今の、聞いてもちょっとわからないんですが、平成22年度の金額が確定したから、その精算をして返すということなんですか。そうすると、これは満額補助金なんですか。

○委員長(小柳道枝委員) 国保年金課長。

○国保年金課長(坂口 進) 県の補助は2分の1でございます。

○委員長(小柳道枝委員) 上委員。

○委員(上 疆委員) 2分の1の補助金ということは、327万4,000円の2倍の金額、六百何万かが余ったということなんですかね。それで返すと。

○委員長(小柳道枝委員) 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 3月に来年の補助金の申請をしまして、県のほうから5月に交付決定されます。そして、やっぱり動きがございますので12月に変更申請をしまして、そして5月に最終的な実績報告に基づいた額として三百数十万の額、要するに返還金が発生したわけでございます、計算としましては委員さんが言われるように、2分の1ですので2倍の額ということになります。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） これは関連になりますけれども、決算の中でもこういうのがいっぱい出てきていますが、それとのつながりはあるんですかね。決算だから平成22年度の精算で還付しているんでしょ、しましたよという報告でしょ。平成22年度にしても、それ以降の分があるんですか。平成22年度の決算で、年度末におそらく精算していると思うんですよね。それからまた増えたということなんですか、これは。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 決算に基づいたところの返還金でございます、平成23年度はまた同じように申請を行い、来年またそういった差が出れば返還、足りなければ交付を受けるということの、1年遅れでの精算をやっていくことにはなります。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 初めてだから私もちょっとわからないんですが、平成22年度の決算書を今度審査することになっていますよね、その中にこういう表現がありますよね。平成22年度の決算書の中でこれが出てくるというのは、平成22年度分の精算じゃなくて平成21年度の精算という意味で上がってきているんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 平成22年度の決算書に載っていますのは、今委員さんが言われるとおりでございまして、そして今回はこれは平成23年度、翌年度にということになります。

○委員長（小柳道枝委員） 決算の内容に入っていますので、決算特別委員会のほうで審査なさったほうがよろしいんじゃないでしょうか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 初めてだからなかなかわからない部分があって、新人議員でいろいろ論議したんですが、ここはまだ平成22年度分の精算ということなんですね。1年前、そうすると平成21年度、そしてまた改めて決算で出てくるということかな。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 今決算書に上がっています数字は、この精算をする前の数字と考えていただければ、それから平成23年度でこの300万円が減額されるということになります。

（上疆委員「はい。決算のほうでまた改めておたずねします」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 一つ戻るんですけども、細目030の要援護者支援システム委託料と、先ほど説明いただいた細目025の高齢化社会対策費で出ていた地域交流カフェ、この二つの事業が地域支え合い体制づくり事業に当たるということでよろしいのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） はい、そのとおりです。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に進ませていただきます。

3款2項1目児童福祉総務費から6目家庭児童対策費について、説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 説明いたします。

3款2項1目児童福祉総務費の、細目010子ども手当支給事務費84万円でございますが、今回の補正につきましては子ども手当支給事務補助員として今年度当初予算におきまして4月から9月までの6カ月分、一人分を計上いたしておりました。今回、7月の人事異動によります職員減に伴いまして、引き続き10月から3月までの6カ月分、一日6,000円で120日、かける一人分の賃金72万円、及びそれに付随いたします雇用保険料、社会保険料、労災保険料の共済費12万円を追加計上させていただいております。

これにつきましては歳入が関連いたします。補正予算書10ページ、11ページをごらんください。上から太枠で3枠目となります。14款3項委託金、2目民生費委託金、2節児童福祉費委託金の子ども手当事務取扱交付金でございますが、歳出金額84万円の17.7%の14万9,000円を補正計上いたしております。

次に歳出18ページに戻りまして、細目013その他の諸費137万1,000円でございますが、今回の補正につきましては、福岡県が実施しております地域子育て活動支援費補助金の100%補助を受けまして、2件の子育て応援・出会い事業補助金を計上させていただいております。

その内訳といたしましては、1件目は事業者は市社会福祉協議会となりますが、独身男女の出会いの場づくりを行い、結婚に向けた出会いの機会を提供する出会い事業に対する補助金27万1,000円でございます。社会福祉協議会が実施しておりますふれあい相談事業にお見合いパーティーを付加いたしまして、独身男女に出会いの機会を提供し結婚のきっかけづくりを行うとともに、地域全体で結婚を応援する機運の醸成を図るものです。実施日は9月11日、日曜日、午前10時から午後0時30分までで、総合福祉センター3階大会議室におきまして開催されます。対象者が結婚を真剣に考えている独身の男女で、定員が25名程度となっております。

次に2件目が事業者が市商工会、五条地域商店会となりますが、地域の子どもたちと子育てを行っている家庭を対象といたしまして子どもたちによる太鼓、ダンス、スポーツなどのイベン

ト、キャラクターショーなどを実施し、地元商店会と地元住民との交流促進と、地域全体で子育てを応援する機運のさらなる醸成を図るための補助金110万円でございます。実施日は、福岡県が「ふくおか・みんなで家族月間」として設定いたしております11月の下旬で、開催場所につきましては西鉄五条駅前広場におきまして子育て中の家族を応援するキャンペーンの一環として実施するものです。経費の内訳につきましては、ステージ、照明、音響などの会場設営費が67万2,000円、司会者、キャラクター謝礼13万6,000円、抽選会及び参加者商品代10万5,000円、チラシ、ポスター印刷代としまして18万7,000円の計110万円でございます。

以上の分につきましては歳入が関連いたしますので、補正予算書10ページ、11ページをごらんください。上から太枠で4枠目となります、15款2項県補助金、1目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の2行目となりますが、地域子育て活動支援費補助金193万8,000円のうちの、歳出額と同額であります137万1,000円を追加補正させていただいております。

次に歳出の18ページ19ページに戻りまして、3目保育所費の細目011私立保育所関係費、19節負担金、補助及び交付金1,923万8,000円でございますが、今回の補正につきましては、保育所待機児童を解消するために私立保育園1園におきまして入所定員を30人増とするための分園創設工事に対します私立保育所増築補助金を計上させていただいております。補助金の支出額につきましては、福岡県が定めております運営要領の補助基準額に照らしまして、1施設当たりの保育所等整備事業の本体工事の基準額につきましては2,565万円となっております。補助基準額2,565万円の、負担割合が2分の1に当たります1,282万5,000円が県負担金で、4分の1に当たります市負担金が641万3,000円、合計1,923万8,000円を計上させていただいております。

これにつきましても歳入が関連いたしますので、補正予算書10ページ、11ページをごらんください。上から太枠で4枠目となります。15款2項県補助金、1目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の保育所等整備事業費補助金1,282万5,000円でございますが、歳出予算金額の1,923万8,000円の3分の2の1,282万5,000円を計上させていただいております。

次に歳出の18ページ、19ページに戻りまして、3目保育所費の細目012乳幼児健康支援一時預かり事業関係費、19節の負担金、補助及び交付金56万7,000円でございますが、今回の補正につきましては福岡県が実施しております地域子育て活動支援費補助金の100%補助を受けまして、病後児保育施設感染症防止・対策事業補助金を計上させていただいております。この補助金を受けまして、本市が委託により事業を実施いたしております病後児デイケアセンター太宰府、まつもと小児科医院となりますが、有害微生物を除去する空気清浄機能が付いたエアコン及び加湿器を設置いたしまして、新型インフルエンザ等感染症の施設内拡大を防止するものです。

これにつきましても歳入が関連いたしますので、補正予算書10ページ、11ページをごらんください。上から太枠で4枠目となります。15款2項県補助金、1目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の2行目となりますが、地域子育て活動支援費補助金193万8,000円のうちの、歳出と同額であります56万7,000円を追加補正させていただくものでございます。

次に歳出の18ページ、19ページに戻りまして、6目家庭児童対策費の細目010家庭児童相談関

係費の18節備品購入費22万5,000円でございますが、今回の補正につきましては福岡県が実施しております児童虐待防止対策強化事業費補助金の100%補助を受けまして、ノートパソコン、プリンタ、デジタルカメラ各1台を購入するための備品購入費を計上させていただいております。

これにつきましても歳入は関連いたします。補正予算書10ページ、11ページをごらんください。上から太枠で4枠目となります。15款2項県補助金、1目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の3行目となりますが、児童虐待防止対策強化事業費補助金131万5,000円のうちの、歳出と同額であります22万5,000円を追加補正させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

ここで11時15分まで休憩します。

休 憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前11時13分

○委員長（小柳道枝委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はありませんか。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） 子育て応援・出会い事業補助金ということで、これは私が一般質問でさせていただきましてけれども、お見合いパーティーですね、これは今度の日曜日という形になりますので、大体人数というのはもう決まっているんですか、どのぐらいの方が参加されるかというのは。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 申込み締切りが8月末日となっております、当初定員を25名と予定しておりましたけれども、女性26名、男性24名、合計50名の申込みがあっているそうです。今のところ全員参加予定となっております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいでしょうか。

（大田勝義委員「はい、よございます」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 子ども手当支給事務費、これは子ども手当はなくなったんじゃないですか。どのようになっているんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 子ども手当につきましては、10月から半年間の子ども手当の支給額などを定めた特別措置法が8月26日の参議院本会議で成立しております。10月からは、現行が中学生までが一律に一カ月1万3,000円ですが、その分が3歳未満と3歳から小学生の第3子以降

は1万5,000円、3歳から小学生の第1子、第2子と中学生につきましては1万円に変更となります。

それで、今まで支給されていた方も全員、再度申請書を提出していただく必要がございますので、そのための事務補助員として雇用をお願いするものです。

以上でございます。

(佐伯修委員「はい、わかりました」と呼ぶ)

○委員長(小柳道枝委員) 神武委員。

○委員(神武 綾委員) 細目011の私立保育所増築補助金ですけれども、1園で30人定員ということでしたが、30人定員で、待機児童ゼロ作戦でゼロに近づけていこうということだと思えるんですけども、どの程度待機児童が減る予定でしょうか。

○委員長(小柳道枝委員) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(小嶋禎二) 4月1日に定員120名のこくぶ保育園を開所しましたが、国の基準で待機児童が78名いるということで、6月補正で増築の補助金を上げさせていただきました、定員が30名ですね。今回、また再度30名ということで上げさせていただきました。計60名となっております。国の定員の基準の弾力的運用ということで120%までは入所できるということと通知が来ておりますので、72名程度カバーできるんじゃないかと思っております。

待機児童78名で、大体、それまでカバー・・・若干少ないですけども、できるように頑張っております。

それとまた、既存の保育所で定員が増になるところが見込めますので、そのへんもあわせて今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長(小柳道枝委員) 神武委員。

○委員(神武 綾委員) 細目013の子育て応援・出会い事業なんですけれども、この事業に対して申し込まれた時に企画書とかは提出されていたんでしょうか。

○委員長(小柳道枝委員) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(小嶋禎二) この事業につきましては、県の審査を受けまして6月16日付けで内示をいただいているところでございます。それには概要を添付して、県の審査をしていただいております。

以上でございます。

○委員長(小柳道枝委員) ほかにございませんか。

上委員。

○委員(上 疆委員) 分園の場所はどちらですか。

○委員長(小柳道枝委員) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(小嶋禎二) 吉松の筑紫保育園さんをお願いしております。

○委員長(小柳道枝委員) ほかにございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 6目の家庭児童相談関係費、児童虐待は増えているんですか、減っているんですか。市内の状況を教えてください。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 私が4月に異動しまして、それ以降は1件も報告はあっておりません。うちの場合では件数は少ないみたいでございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 児童虐待というのは、要するに表面に出ないところが多いと思うんですけどね。内々に知らせるといいますか、そういうことになってくるんじゃないかなと思いますけれども、市内の虐待の件数はゼロじゃないと思うんですけども、把握している件数でけっこうですけど、1年間に何件ぐらいあっていますか。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 事務報告書には家庭相談員の相談件数ということで、116件となっております。116件というのは、お一人が1件ということで数えております。その方が何回も問い合わせされても1件ということで上げております。その中で、どれだけ虐待があったかということとはちょっと資料を持ちあわせておりませんので、あとで報告させていただきたいと思えます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） ということは、今報告がありましたように116人の方が一年間に相談されているということですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） はい、そのとおりでございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） それですよ、その116人の中でいろんな相談があると思うんですよね。虐待というところの程度を言うのか・・・それは把握できないと思うんですけども、どの程度を虐待というとらえ方をされていますか。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 資料を持ちあわせておりませんので、あとで回答させていただきます。済みません。

（佐伯修委員「はい。以上です」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 次に進みます。

次のページをお開きください。

4款1項2目保健予防費から3目母子保健費について、説明を求めます。

保健センター所長。

○保健センター所長（中島俊二） 4款1項2目保健予防費334万5,000円の増額につきましては、21ページの細目050成人健康診査関係費の増額補正となっております。これにつきましては、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及、啓発を図り、健康保持及び増進を図るため、一定の年齢の方に対し子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券等送付事業を平成21年度から行っております。今年度につきましては、それに加え40歳から60歳までの5歳刻みの男女の方に対し大腸がん検診無料クーポン券を送付するものでございます。

まず11節需用費、印刷製本費は検診手帳及び送付用の封筒の費用53万3,000円でございます。12節役務費、郵便料はクーポン券等を対象者の方へ送付する郵便代23万7,000円でございます。13節委託料、電算委託料につきましては、対象者の方の抽出委託料12万9,000円、大腸がん検診委託料はクーポン券の作成等の費用及び検診医療機関への検診費用242万8,000円でございます。19節の負担金、補助及び交付金は、本事業の開始前に集団検診で有料で受診されている方に対する償還金1万8,000円を計上させていただいております。

本事業に対する歳入としまして、10ページをお開きください。14款2項2目衛生費国庫補助金、11ページの1節保健衛生費補助金で事業費の10分の5の補助金167万円を計上しております。なお、当初予算編成の時点では本事業名は「女性特有のがん検診推進事業」でございましたけれども、平成23年度は大腸がん検診事業が追加されましたことから「がん検診推進事業」とし、旧名称の補助金を全額減額しまして、新しい名称の補助金として組替え計上しております。本事業は、本補正予算成立後すみやかに実施したいと考えておりまして、10月中には無料クーポン券をお届けできると考えております。

続きまして、3目母子保健費112万8,000円の増額につきましては、21ページの細目051母子健康教育相談関係費の増額補正でございます。これにつきましては、乳児家庭全戸訪問事業としまして現在実施しております「こんにちは赤ちゃん事業」の相談事業に必要な備品の整備として、福岡県子育て応援基金の10分の10の補助を受けまして、家庭訪問用の公用車を購入するための予算を計上させていただいております。

本事業に対します歳入としまして、再度10ページをお願いいたします。15款2項1目民生費県補助金、11ページの2節児童福祉費県補助金の児童虐待防止対策強化事業費補助金131万5,000円のうち、保健センター分としまして109万円を計上しております。

よろしく願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 3目の細目051母子健康教育相談事業のところなんですけれども、先ほどこんにちは赤ちゃん事業という事業をされているということで、ちょっと詳しくなかったんですけども、これは訪問活動ということでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（中島俊二） 生後4カ月までのお子さんをお持ちの家庭に、今全戸訪問をしております。保健師、保育士、助産師等が訪問しております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 大腸がん検診の説明を受けたんですが、年齢が40歳から50歳って言いましたか。

○委員長（小柳道枝委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（中島俊二） 40歳から60歳までの5歳刻みの男女でございます。4月1日現在の年齢でございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 関連ですが、無料クーポン券を配って、全員が受診するわけじゃないですよね。大体何人ぐらいの方が検診を受けられる予定ですか。

○委員長（小柳道枝委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（中島俊二） 子宮頸がん、乳がんが先に始まっておりますので、そちらの受診率も勘案しながら、今回は25%、約1,150人で予算は計上しております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 以上で歳入、歳出についての説明、質疑を終わります。

それでは、第2表債務負担行為補正の審査に入ります。5ページをお開きください。

災害時要援護者支援システム保守委託料について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） それでは5ページの第2表債務負担行為補正の、災害時要援護者支援システム保守委託料、平成24年度、12万6,000円についてご説明を申し上げます。

これは、先ほど歳出の19ページでご説明申し上げました災害時要援護者支援システム導入に伴いますシステムの保守契約を行うものでございます。平成24年度ということで計上しておりますが、平成23年度分につきましては歳出の496万3,000円の中に保守料は入っておりまして、これは補助を受けて行うようにいたしております。今年度で補助金が切れまして、それで、来年度に向かって安定したシステムを運用するためには保守が必要であるということで、債務負担を設定させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 以上で債務負担行為補正の説明、質疑を終わります。

それでは、再度、当委員会所管分全般について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで説明、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第49号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時31分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第50号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第3、議案第50号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

補正予算書28ページから37ページでございます。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） それでは、平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計、補正第1号、保険事業勘定についてご説明させていただきます。

説明につきましては、まず補正予算書36ページ、37ページの歳出から説明させていただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費、細目002庶務関係費、23節償還金、利子及び割引料267万5,000円について、ご説明させていただきます。

これは介護保険事業の平成22年度の交付金等の精算返還金を計上しております。介護給付に関する支払基金への精算返還金142万7,000円、それから地域支援事業に関する支払基金への精算返還金124万8,000円でございます。

財源につきましては、34、35ページの歳入、一番下の枠でございますけれども、7款1項1目前年度繰越金で対応しております。

次に、37ページに戻りまして、3款2項2目任意事業費、細目005紙おむつ給付サービス事

業、20節扶助費50万円について、説明させていただきます。

在宅の要援護高齢者に紙おむつの支給を行う太宰府市紙おむつ給付サービス事業を実施しておりますが、当初の見込みより多くの利用がありまして、今後給付費が不足する見込みとなっておりまして、今回補正させていただいております。先ほどちょっと申し上げましたけれども、参考までに8月末で利用登録者数が261名でございます。

歳入につきましては34、35ページでございます。歳出50万円に対しまして、上から1款1項介護保険料10万円、2款2項国庫支出金20万円、4款2項県補助金10万円、6款1項一般会計繰入金10万円となっております。

以上、よろしくご審議願います。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 先ほど一般会計のほうで説明もあつたんですが、対象は65歳以上ですかね、それから所得に応じ負担が変わるということでしたが、それは細かい部分ですから聞きませんが、本人が課税対象の場合は該当しないと。該当する人が扶養家族になっている世帯、例えば私の親父が対象者になっていた場合に、私に税金が課税されていけば、これはどうなるんですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 今ご質問がありました件についてでございますが、紙おむつ給付サービス事業というのはあくまで在宅での家庭の経済的負担の軽減を図るという目的でございますので、対象者本人の所得に関してのみの審査となりますので、扶養している方にいくら所得がありましても対象となります。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

(子育て支援課長「済みません」と呼ぶ)

○委員長(小柳道枝委員) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(小嶋禎二) 児童虐待の定義ということでご質問いただいております。児童虐待の防止等に関する法律というのがございまして、その第2条「「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。)について行う次に掲げる行為をいう。」ということになっております。

一、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二、児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ということで規定されております。

太宰府市におけます件数ですけど、先ほど言いましたように件数は上がっておりません。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小柳道枝委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認めます。

これもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前11時39分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 23 年 11 月 18 日

環境厚生常任委員会委員長 小 柳 道 枝